

## 随意契約及び比較見積書省略理由書

工事名称：大阪府立狭山池博物館 ゴンドラ改修工事

### 理由

大阪府立狭山池博物館のゴンドラ設備については、展示物である堤体の保守点検用として、博物館建設当時に日本ゴンドラ株式会社により製造・設置されるとともに、点検・維持管理についても日本ゴンドラ株式会社により行われてきています。

そのゴンドラ設備について、ゴンドラ安全規則（昭和 47 年労働省令第 35 号）に基づく点検において、ゴンドラ設備の一部であるワイヤ巻上機等部材の経年による劣化が確認・報告されております。

ゴンドラ設備の機能を適正に維持し、事故等を未然に防止するためにこれら部材の交換は急務であります。その実施にあたっては強度計算等の設計や既設機器を熟知・精通していること、さらに残存部材とワイヤ巻上機等部材は一体となり安全性を担保するものであることから、本ゴンドラ改修工事については製造・設置会社である日本ゴンドラ株式会社以外に確実に本件工事を遂行できる会社はありません。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、日本ゴンドラ株式会社と随意契約を締結することとし、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書を省略するものです。